【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月10日
【計算期間】	第7特定期間 （自 平成23年8月12日 至 平成24年2月13日）
【ファンド名】	だいし／パインブリッジ資源国国債ファンド
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　杉浦 和也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林 徹也
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5947
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、主として世界の資源国（エネルギーや主要鉱産物など天然資源の算出が特筆され、経常収支にプラスをもたらしている国）が発行した現地通貨建て国債等に投資することにより、高水準のインカム収入の確保を図りながら、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

◇商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券 一般）） 資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル （日本を含まない） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり（ ） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇商品分類・属性区分の定義

◆商品分類の定義

・追加型投信

… 一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。

・海外

… 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。

・債券

… 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの。

◆属性区分の定義

・その他資産（投資信託証券（債券 一般））

… 目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主たる投資収益が実質的に債券（債券 一般・・・公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの）に主として投資する旨の記載があるもの。

・年12回（毎月）

… 目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの。

・グローバル（日本を含まない）

… 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含まない）の資産を源泉とする旨の記載があるもの。

・ファミリーファンド

… 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。

・為替ヘッジなし

… 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、
社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp）をご参照ください。

③ 信託金の限度額

5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
※委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1．「パインブリッジ先進国好金利資源国債マザーファンド」および「パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド」（以下、それぞれを、または総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、それぞれに50%程度投資することを基本資産配分とします。

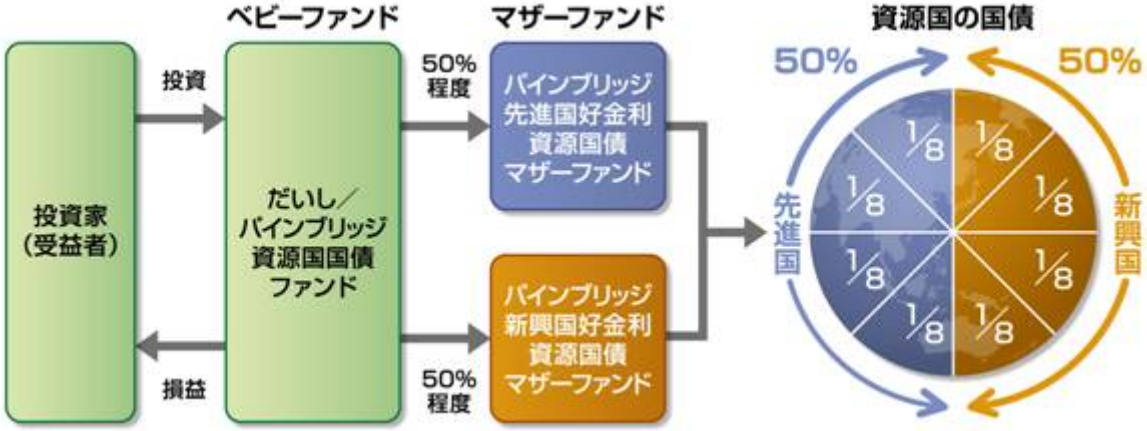

＊当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

２．「パインブリッジ先進国好金利資源国債マザーファンド」は、先進資源国が発行した現地通貨建ての国債を主要投資対象とし、シティグループ世界国債インデックスの構成国でありＡＡ－相当格付以上の信用力を有する国の中から、相対的に金利の高い４ヵ国に均等に資金配分を行います。「パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド」は、新興資源国が発行した現地通貨建ての国債、あるいはそれと同等の価値を有する現地通貨建て国債連動債（クレジット・リンク・ノート）＊等を主要投資対象とし、ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・ブロードの構成国でありＢＢＢ－格付相当以上の信用力を有する国の中から、相対的に金利の高い４ヵ国に均等に資金配分を行います。

＊「クレジット・リンク・ノート」とは、信用リスクを別の債券の信用に結びつけた債券をいいます。

＊実際の運用は、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに、外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。

パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドの概要

☆「パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド」の外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。
☆パインブリッジ・インベストメンツ（委託会社）が属するグローバルな資産運用グループである「PineBridge Investments」の世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しています。
☆所在地：英国　ロンドン

３．各マザーファンドにおける投資対象国の選定にあたっては、アジア・オセアニア、米州、欧州・アフリカの三大陸（地域）への分散を考慮します。実際の組入国は、組入選定基準に基づき、定期的（年４回／毎年2月末、5月末、8月末、11月末）に見直しを行い、必要に応じて速やかに入替えを行います。

《投資対象国の選定・見直しの流れ》

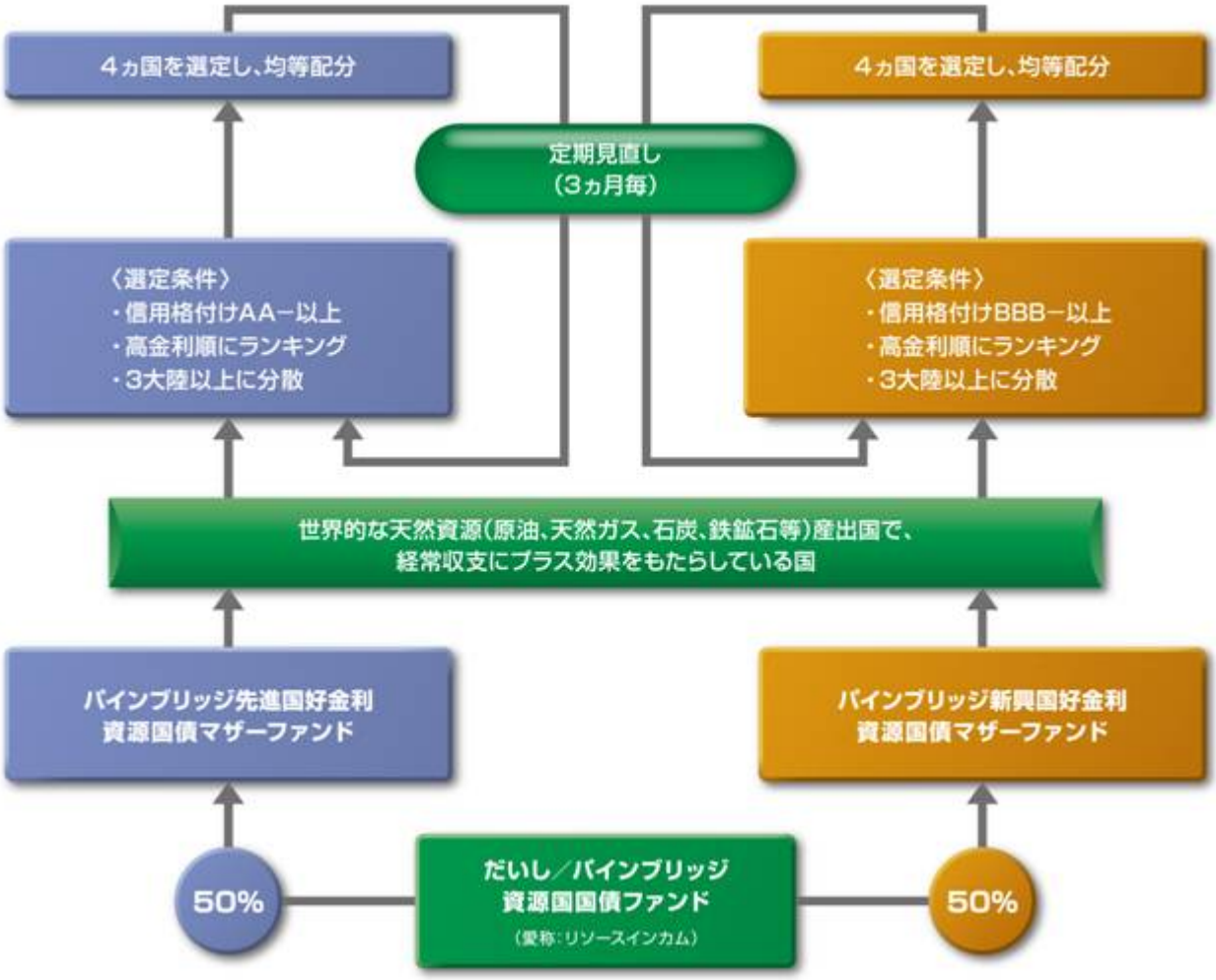

※資金動向・市場環境によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
※先進国の国債と、新興国の国債の基本資産配分は、将来変更することがあります。
※新興国は、「エマージング諸国」や「新成長国」と呼ばれることもあります。

4．実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

5．毎月11日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、基準価額等の水準を勘案して分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないことがあります。

《収益分配金に関する留意点》

- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

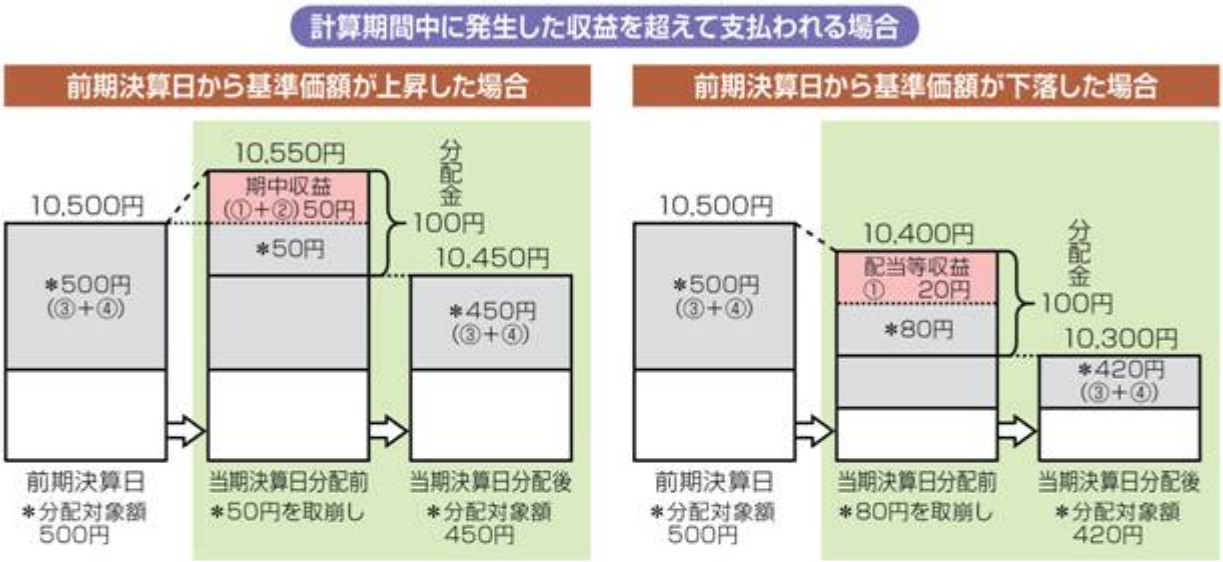

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

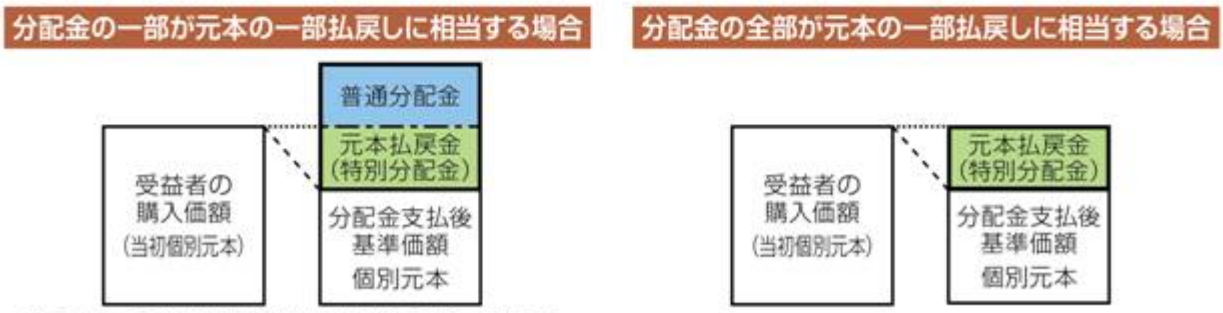

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）は**非課税扱い**となります。

普通分配金　　：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（2）【ファンドの沿革】

平成 20年　9月 12日 ： ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始
平成 21年 12月　1日 ： ファンドの名称変更（「だいし／ＡＩＧ資源国国債ファンド」から「だいし／パインブリッジ資源国国債ファンド」に変更。）

（3）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

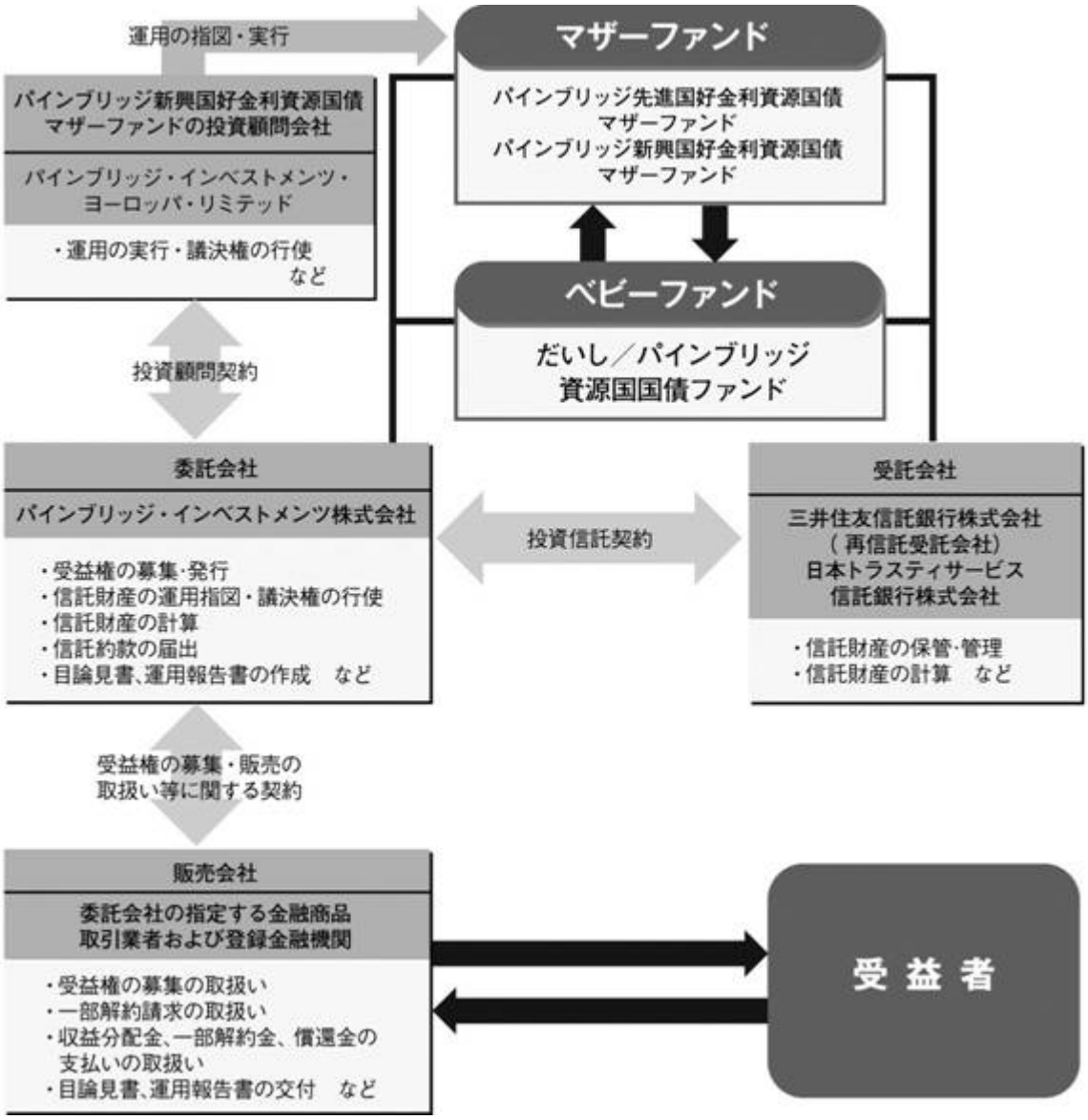

◇投資信託契約とは

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

◇受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは

委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、有効期間は1年とし、契約期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は、自動更新されます。

◇投資顧問契約とは

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。

② 委託会社の概況

◇パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つ独立系資産運用グループ「 PineBridge Investments 」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

◇資本金の額　2,150,000,000円（平成24年3月末現在）

◇会社の沿革

昭和61年11月	当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
昭和62年 1月	エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。
平成 9年 2月	エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。
平成13年 7月	エイアイジー投信投資顧問（ＡＩＧ投信投資顧問）株式会社に名称変更。
平成14年 4月	株式会社千代田投資顧問と合併。
平成19年 4月	ＡＩＧインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
平成20年 4月	ＡＩＧインベストメンツ株式会社に名称変更。
平成20年 5月	エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（ＡＩＧ日本証券会社）との事業統合。
平成21年12月	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

◇大株主の状況（平成24年3月末現在）

株 主 名	住　所	持株数	持株比率
PineBridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

◇当社が属する「 PineBridge Investments 」はニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産運用サービスに専念しております。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、主として世界の資源国（エネルギーや主要鉱産物など天然資源の産出が特筆され、経常収支にプラスをもたらしている国）が発行した現地通貨建て国債等に投資することにより、高水準のインカム収入の確保を図りながら、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 運用方法

「パインブリッジ先進国好金利資源国債マザーファンド」および「パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

1. 「パインブリッジ先進国好金利資源国債マザーファンド」に50%程度、「パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド」に50%程度投資することを基本資産配分とします。
2. 「パインブリッジ先進国好金利資源国債マザーファンド」は、先進資源国が発行した現地通貨建ての国債を主要投資対象とし、安定的な収益の確保を図りつつ相対的に高水準のインカム収入の獲得を目指します。実際の投資にあたっては、シティグループ世界国債インデックスの構成国でありAA－相当格付以上の信用力を有する国の中から、相対的に金利の高い４ヵ国に均等に資金配分を行います。
3. 「パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド」は、新興資源国が発行した現地通貨建ての国債、あるいはそれと同等の価値を有する現地通貨建て国債連動債（クレジット・リンク・ノート）等を主要投資対象とし、安定的な収益の確保を図りつつ相対的に高水準のインカム収入の獲得を目指します。実際の投資にあたっては、ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・ブロードの構成国でありBBB－相当格付以上の信用力を有する国の中か

ら、相対的に金利の高い４ヵ国に均等に資金配分を行います。

4. 「パインブリッジ先進国好金利資源国債マザーファンド」および「パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド」における投資対象国の選定にあたっては、アジア・オセアニア、米州、欧州・アフリカの三大陸（地域）への分散を考慮します。
5. 実際の組入れ国は、上記の組入れ国選定基準に基づき、定期的（年4回／毎年2月末、5月末、8月末、11月末）に見直しを行い、必要に応じて速やかに入替えを行います。
6. 実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
7. 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ．有価証券
   ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
   ハ．約束手形（イ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
   ニ．金銭債権（イ．ハ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ．為替手形

② 投資有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「パインブリッジ先進国好金利資源国債マザーファンド」および「パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 転換社債の転換、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1．から6．までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で前記16．の有価証券の性質を有するもの

なお、前記6．の証券および8．の証券または証書のうち前記6．の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、前記1．から5．までの証券および8．の証券または証書のうち前記1．から5．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記9．の証券および10．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5．の権利の性質を有するもの

④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の1．から6．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

① 運用体制

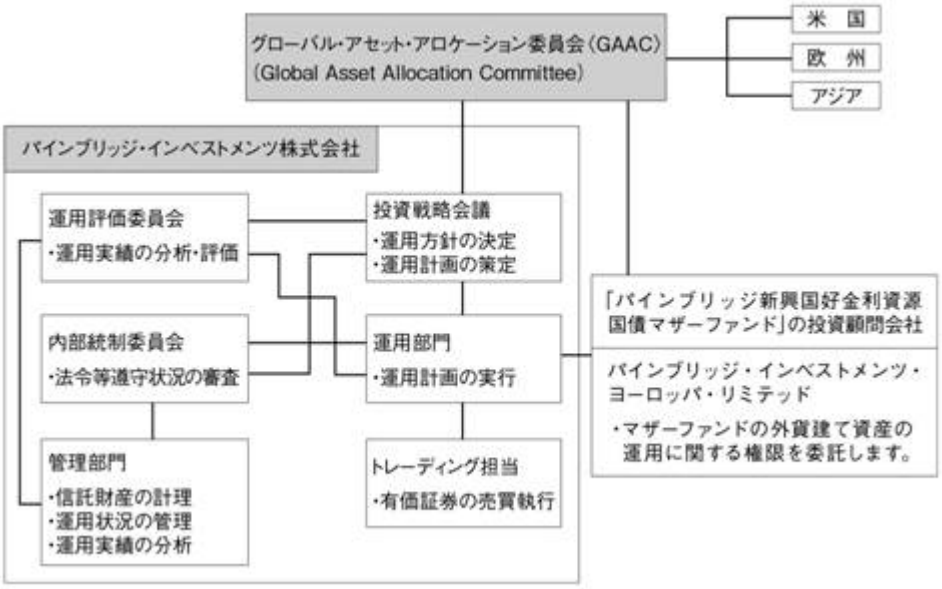

1. グローバル・アセット アロケーション委員会（Global Asset Allocation Committee《GAAC》 ）
   ◇世界中の運用拠点からの主要メンバーで構成されています。
   ◇毎月コンファレンス・コール形式で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等に関して詳細な分析が行われます。
   ◇定期的に、一堂に会しての会議（オフサイト・ミーティング）も行われます。
2. 運用計画の決定と実行
   ◇月1回、投資戦略会議を開催し、GAACの方針に基づいたファンドの運用基本計画を決定します。
   ◇運用部門（17名）のファンドマネジャーは、具体的なポートフォリオを構築し、運用を実行します。
   ◇有価証券等の売買は、トレーディング担当（2名）において執行されます。

3. パフォーマンスの評価とリスク管理
◇運用評価部（3名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
◇コンプライアンス部（5名）において、運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
◇運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。
4. ファンドの関係法人に対する管理体制
◇ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。
◇ファンドの運用に関する権限の委託先に対しては、担当部署において外部委託先が行った日々の約定の確認を行うとともに、コンプライアンス部において運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めます。
※当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。
※前記の運用体制等は、平成24年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

② 外貨建て資産の運用に関する権限の委託
当ファンドが主要投資対象とする「パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド」について、その外貨建て資産の運用に関する権限を、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに委託します。同社における運用体制は、次の通りです。

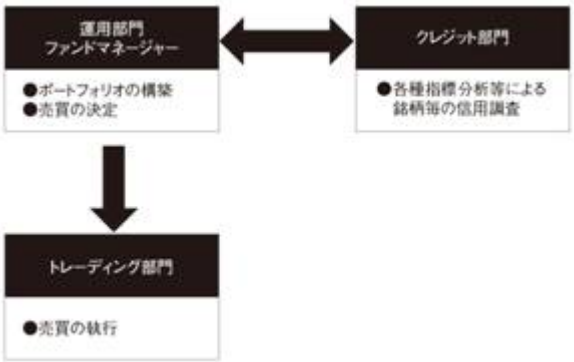

※前記運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

① ファンドの決算日および分配方針を以下のとおりとします。
＜決算日＞
原則として、毎月11日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。
＜分配方針＞
1. 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）の全額とします。
2. 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

② 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいま

す。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額から、みなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
3. 前記におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる利子・配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
4. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③ 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。
2. 前記1. の規定にかかわらず、累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
3. 前記1. に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
4. 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（5）【投資制限】

《信託約款に定める投資制限》

① 株式への実質投資は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得するものに限り、実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑤ 投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものへの投資に限るものとし、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、もしくは取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 先物取引等の運用指図

1）委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2）委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建て資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3）委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建て資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額

の5%を上回らない範囲内とします。

⑧ スワップ取引の運用指図

1）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

5）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3）金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

4）為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

5）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

6）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と

認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

1）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

2）前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑪ 有価証券の貸付の指図および範囲

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付を指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

2）前記1）の1．および2．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑬ 外国為替予約取引の指図

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

2）前記1）の予約取引の指図は、委託会社は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

3）前記2）においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額にかかる為替の買予約の総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額にかかる為替の売予約の総額の割合を乗じて得た額をいいます。

4）前記2）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑭ 資金の借入れ

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

《法令等による投資制限》

① 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

② デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（ご参考）

「パインブリッジ先進国好金利資源国債マザーファンド」の概要

1．基本方針

この投資信託は、主として世界の先進資源国（エネルギーや主要鉱産物など天然資源の産出が特筆され、経常収支にプラスをもたらしている国）が発行した現地通貨建て国債に投資することにより、高水準のインカム収入の確保を図りながら、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

（1）投資対象

世界の先進資源国の現地通貨建て国債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

① 先進資源国が発行した現地通貨建ての国債を主要投資対象とし、安定的な収益の確保を図りつつ相対的に高水準のインカム収入の獲得を目指します。

② 実際の投資にあたっては、シティグループ世界国債インデックスの構成国でありAA－相当格付以上の信用力を有する国の中から、相対的に金利の高い4ヵ国に均等に資金配分を行います。

③ 投資対象国の選定にあたっては、アジア・オセアニア、米州、欧州・アフリカの三大陸（地域）への分散を考慮します。

④ 実際の組入れ国は、上記の組入れ国選定基準に基づき、定期的（年4回／毎年2月末、5月末、8月末、11月末）に見直しを行い、必要に応じて速やかに入替えを行います。

⑤ 組入外貨建て資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

① 株式への投資は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得

するものに限り、投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。

⑥ スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款に定める範囲で行います。

「パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド」の概要

１．基本方針

この投資信託は、主として世界の新興資源国（エネルギーや主要鉱産物など天然資源の産出が特筆され、経常収支にプラスをもたらしている国）が発行した現地通貨建て国債等に投資することにより、高水準のインカム収入の確保を図りながら、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

世界の新興資源国の現地通貨建て国債等を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 新興資源国が発行した現地通貨建ての国債、あるいはそれと同等の価値を有する現地通貨建て国債連動債（クレジット・リンク・ノート）を主要投資対象とし、安定的な収益の確保を図りつつ相対的に高水準のインカム収入の獲得を目指します。

② 実際の投資にあたっては、ＪＰモルガンＧＢＩ-EMブロードインデックスの構成国を中心に、BBB－相当格付以上の信用力を有する国の中から、相対的に金利の高い4ヵ国に均等に資金配分を行います。

③ 投資対象国の選定にあたっては、アジア・オセアニア、米州、欧州・アフリカの三大陸（地域）への分散を考慮します。

④ 実際の組入れ国は、上記の組入れ国選定基準に基づき、定期的（年4回／毎年2月末、5月末、8月末、11月末）に見直しを行い、必要に応じて速やかに入替えを行います。

⑤ 組入外貨建て資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑦ 運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。

（３）投資制限

① 株式への投資は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得するものに限り、投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。

⑥ スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款に定める範囲で行います。

3【投資リスク】

（１）当ファンドのリスク

当ファンドは、実質的に値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因は、以下の通りです。

① 価格変動リスク

当ファンドが投資する債券は、一般に、経済・社会情勢、発行体の信用状況、経営・財務状況、企業業績ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

② 金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

③ 信用リスク

債券の発行体の財務状況の悪化等の理由により、価格の下落、利息・元本・償還金の支払不能または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

当ファンドの組入対象となる新興国の国債等は、先進国などの格付けが上位の国と比較して高い利回りを提供する一方、債券価格の変動がより大きく、支払遅延またはデフォルトするリスクが相対的に高いと考えられます。国債の発行国の信用力は一般に、格付会社により評価されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行国の財務状況の悪化、社会情勢の変化等により格付けが低下することにより、債券価格が大きく下落することがあります。

④ 為替変動リスク

当ファンドは外貨建ての債券に投資しますので、外貨建て資産を保有します。一般的に外国為替相場は、金利動向、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受け外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。

⑤ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。当ファンドの組入対象となる新興国の国債等への投資には、先進国と比較して政治・経済およびの社会情勢の変化が債券価格に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。発行国における経済危機、政治不安、債務不履行（デフォルト）、重大な政策変更や資産凍結等の規制の導入、自然災害、戦争などの際には、通常の運用を行えない場合があり、これらの事象により基準価額に大きな影響を与える可能性があります。

⑥ 流動性リスク

有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。なお、当ファンドは新興国債等にも投資することから、先進国債に比べ相対的に高い流動性リスクを有します。

⑦ その他のリスク・留意点

1）カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引、スワップ取引等の相対取引を行うことがあり、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2）有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3）収益分配に関わるリスク

毎月の決算日に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

4）解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

5）資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

6）繰上償還に関わる留意点

ファンドの残存口数が10億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7）取得申込、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、ロンドンまたはニューヨークの銀行の休業日もしくはニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の場合には、お申込みおよび解約はできません。

なお、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でお申込みおよび解約の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消すことがあります。

8）ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

9）クレジット・リンク・ノート（ＣＬＮ）に関する留意点

クレジット・リンク・ノートは、信用リスクを別の債券の信用に結びつけた債券です。当ファンドが投資対象とするクレジット・リンク・ノートは、現地通貨建ての国債に投資するのと同様の投資効果がありますが、同様のリスクも負うこととなります。

10）収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

11）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）投資リスクに対する管理体制

① 委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

1）運用評価部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2）コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3）内部統制委員会

月1回開催、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整

備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4）運用評価委員会

月1回以上開催、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

② パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンドの投資顧問会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

1）リスク管理部門においては、運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングし、問題点が発生した場合は、ファンドマネジャーに是正勧告を行うとともに売買監視委員会に報告します。

2）売買監視委員会は、四半期ごとにチェック状況等につき審議します。

3）パフォーマンス評価部門において、運用実績の評価分析を行い運用に反映します。

※前記リスク管理体制等は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.1%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料には当該手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。以下同じ。）なお、収益分配金を再投資する場合には申込手数料はかかりません。

※詳細は、販売会社もしくは委託会社の照会先までお問い合わせください。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電 話 番 号　03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）

ホームページ　http://www.pinebridge.co.jp/

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%（税抜年1.25%）の率を乗じて得た金額とし、委託会社、受託会社および販売会社の配分については次の通りとします。（信託報酬には、当該報酬にかかる消費税等相当額が含まれています。以下同じ。）

《信託報酬の内訳》

信託報酬		1.3125%（税抜1.25%）
	委託会社	0.6300%（税抜0.60%）
	販売会社	0.6300%（税抜0.60%）
	受託会社	0.0525%（税抜0.05%）

② 委託会社の受取る報酬には、マザーファンドの運用の権限を委託する投資顧問会社への報酬、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。

③ 「パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド」の運用にかかる権限の委託先への報酬は、年0.60%以内の率を乗じて得た額とし、当該マザーファンドの毎計算期間の末日または信託終了のとき、委託会社が受取る報酬から支払うものとします。

④ 信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。

（4）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中

から支払います。

② ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

③ 信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。

④ 信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を記載しておりません。

前記の費用・手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

＜平成24年12月31日まで＞

普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。

＜平成25年1月1日以降＞

普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。前記10.147%の税率は、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率となります。前記10.147%の税率は、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。

② 法人の受益者に対する課税

＜平成24年12月31日まで＞

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

※原則として、益金不算入制度の適用はありません。

＜平成25年1月1日以降＞

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、前記7.147%の税率は、平成26年1月1日からは15.315%（所得税15.315%）となります。

※原則として、益金不算入制度の適用はありません。

＊１ 個別元本について

① 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。
また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＊２ 元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は平成24年3月末現在のものであり、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成24年3月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	728,061,413	99.33
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		4,913,517	0.67
合計（純資産総額）		732,974,930	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入上位銘柄（平成24年3月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	パインブリッジ先進国好金利資源国債マザーファンド	362,156,204	1.0084	365,198,317	1.0085	365,234,531	49.83
日本	親投資信託受益証券	パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド	323,519,289	1.1358	367,453,209	1.1215	362,826,882	49.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

2. 種類別投資比率（平成24年3月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.33
合計	99.33

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1特定期間末（平成21年 2月12日）	（分配付）	743,277,434	（分配付）	7,634
	（分配落）	726,037,729	（分配落）	7,454
第2特定期間末（平成21年 8月11日）	（分配付）	907,826,771	（分配付）	9,561
	（分配落）	887,525,996	（分配落）	9,351
第3特定期間末（平成22年 2月12日）	（分配付）	870,686,151	（分配付）	9,140
	（分配落）	850,697,479	（分配落）	8,930

第4特定期間末 （平成22年 8月11日）	（分配付） （分配落）	856,919,801 836,843,546	（分配付） （分配落）	8,943 8,733
第5特定期間末 （平成23年 2月14日）	（分配付） （分配落）	823,860,378 803,908,770	（分配付） （分配落）	8,766 8,556
第6特定期間末 （平成23年 8月11日）	（分配付） （分配落）	772,583,833 753,138,863	（分配付） （分配落）	8,485 8,275
第7特定期間末 （平成24年 2月13日）	（分配付） （分配落）	729,724,019 711,025,358	（分配付） （分配落）	8,355 8,145
平成23年 3月末日		814,798,903		8,725
4月末日		840,719,438		9,027
5月末日		814,485,713		8,816
6月末日		815,221,893		8,852
7月末日		789,732,137		8,618
8月末日		767,626,341		8,431
9月末日		683,717,645		7,635
10月末日		728,846,250		8,159
11月末日		690,822,119		7,792
12月末日		685,771,311		7,759
平成24年 1月末日		697,454,550		7,947
2月末日		740,207,900		8,609
3月末日		732,974,930		8,564

（注）特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金累計額を加算した額を表示しております。

（注）基準価額は、10,000口当たりの純資産額を表示しております。

②【分配の推移】

期　　間		1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成20年9月12日 至 平成21年2月12日	180円
第2特定期間	自 平成21年2月13日 至 平成21年8月11日	210円
第3特定期間	自 平成21年8月12日 至 平成22年2月12日	210円
第4特定期間	自 平成22年2月13日 至 平成22年8月11日	210円
第5特定期間	自 平成22年8月12日 至 平成23年2月14日	210円
第6特定期間	自 平成23年2月15日 至 平成23年8月11日	210円
第7特定期間	自 平成23年8月12日 至 平成24年2月13日	210円

③【収益率の推移】

期　　間		収 益 率
第1特定期間	自 平成20年9月12日	△23.66%
	至 平成21年2月12日	
第2特定期間	自 平成21年2月13日	28.27%
	至 平成21年8月11日	
第3特定期間	自 平成21年8月12日	△2.26%
	至 平成22年2月12日	
第4特定期間	自 平成22年2月13日	0.15%
	至 平成22年8月11日	
第5特定期間	自 平成22年8月12日	0.38%
	至 平成23年2月14日	
第6特定期間	自 平成23年2月15日	△0.83%
	至 平成23年8月11日	
第7特定期間	自 平成23年8月12日	0.97%
	至 平成24年2月13日	

（注）収益率は次の計算式により算出しております。
収益率＝（当特定期間末分配落基準価額＋当特定期間中分配金累計額－前特定期間末分配落基準価額）÷前特定期間末分配落基準価額×100
ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに、1万口当たり当初元本額（10,000円）を用いております。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1特定期間	985,690,630	11,630,860
第2特定期間	8,367,570	33,301,282
第3特定期間	6,922,855	3,419,936
第4特定期間	10,467,290	4,811,855
第5特定期間	13,291,965	31,955,088
第6特定期間	4,892,422	34,414,773
第7特定期間	6,654,153	43,817,990

（注1）上記は、すべて本邦内における設定・解約の実績口数です。
（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（ご参考）
マザーファンドの運用状況
《１》「パインブリッジ先進国好金利資源国債マザーファンド」
（１）投資状況

（平成24年3月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	イギリス	89,213,231	24.43
	ノルウェー	87,948,312	24.08

	オーストラリア	87,910,720	24.07
	カナダ	87,556,443	23.97
	小　計	352,628,706	96.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		12,611,089	3.45
合計（純資産総額）		365,239,795	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（2）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄（平成24年3月30日現在）

国／地域	種類	銘 柄 名	数量（額面）	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT 4.25% 2018/6/1	436,000	9,547.39	41,626,659	9,477.25	41,320,840	11.31
イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.00% 2016/9/7	248,000	14,986.82	37,167,328	14,901.08	36,954,697	10.12
イギリス	国債証券	UK TREASURY 5.00% 2014/9/7	238,000	14,671.63	34,918,495	14,589.74	34,723,595	9.51
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT 5.00% 2015/5/15	2,150,000	1,589.45	34,173,226	1,581.52	34,002,894	9.31
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT 6.50% 2013/5/15	372,000	8,835.30	32,867,344	8,811.95	32,780,469	8.98
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT 4.25% 2017/5/19	2,050,000	1,603.06	32,862,934	1,597.61	32,751,158	8.97
カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT 5.00% 2014/6/1	351,000	8,978.58	31,514,845	8,919.66	31,308,039	8.57
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT 6.00% 2017/2/15	320,000	9,467.87	30,297,206	9,459.23	30,269,561	8.29
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT 6.25% 2014/6/15	275,000	9,061.37	24,918,779	9,040.25	24,860,690	6.81
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT 6.50% 2013/5/15	1,400,000	1,523.15	21,324,151	1,513.87	21,194,260	5.80
イギリス	国債証券	UK TREASURY 5.00% 2018/3/7	110,000	15,959.12	17,555,035	15,940.85	17,534,939	4.80
カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT 3.50% 2013/6/1	176,000	8,509.87	14,977,380	8,481.57	14,927,564	4.09

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。
（注2）外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2. 種類別投資比率（平成24年3月30日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	96.55
合計	96.55

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《2》「パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド」

（1）投資状況

（平成24年3月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	ブラジル	92,973,650	25.62
	ロシア	92,124,142	25.39
	コロンビア	81,294,224	22.41
	南アフリカ	81,075,716	22.35
	小　計	347,467,732	95.77
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		15,358,666	4.23
合計（純資産総額）		362,826,398	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（2）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄（平成24年3月30日現在）

国／地域	種類	銘 柄 名	数量（額面）	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL(DUAL) 12.50% 2022/1/5	1,550,000	5,688.23	88,167,681	5,998.30	92,973,650	25.62
コロンビア	国債証券	REP OF COLOMBIA(DUAL) 7.75% 2021/4/14	1,480,000,000	5.59	82,815,901	5.49	81,294,224	22.41
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 10.50% 2026/12/21	6,480,000	1,267.70	82,147,134	1,251.16	81,075,716	22.35
ロシア	国債証券	RUSSIA GOVT BOND -OFZ 11.30% 2012/10/17	21,373,000	291.20	62,238,176	289.15	61,801,311	17.03
ロシア	国債証券	RUSSIA GOVT BOND -OFZ 6.00% 2012/11/2	10,835,000	280.14	30,353,169	279.86	30,322,831	8.36

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。
（注2）外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2. 種類別投資比率（平成24年3月30日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	95.77
合計	95.77

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

基準価額・純資産の推移

（設定日～2012年3月末）

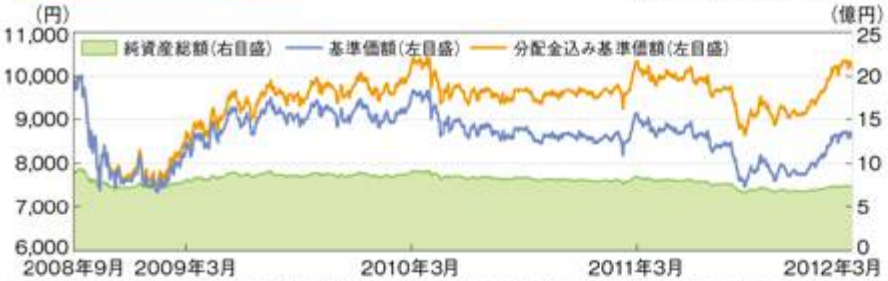

（2012年3月末現在）

基準価額
8,564 円
純資産総額
732 百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払われた分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

分配の推移

（1 万口あたり、課税前）

2012年 3 月	35円	2011年 9 月	35円
2012年 2 月	35円	2011年 8 月	35円
2012年 1 月	35円	2011年 7 月	35円
2011年12月	35円	2011年 6 月	35円
2011年11月	35円	2011年 5 月	35円
2011年10月	35円	2011年 4 月	35円

直近1年間累計	420 円
設定来累計	1,475 円

主要な資産の状況

（2012年3月末現在）

パインブリッジ先進国好金利資源国債マザーファンド	49.83%
パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド	49.50%
キャッシュ等	0.67%

● マザーファンドの主要な資産の状況

（2012年3月末現在）

	パインブリッジ先進国好金利資源国債マザーファンド	比率(%)	パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド	比率(%)
主要投資対象（組入上位5銘柄）	CANADIAN GOVERNMENT 4.25% 2018/6/1	11.31	REPUBLIC OF BRAZIL(DUAL) 12.50% 2022/1/5	25.62
	UK TREASURY 4.00% 2016/9/7	10.12	REP OF COLOMBIA(DUAL) 7.75% 2021/4/14	22.41
	UK TREASURY 5.00% 2014/9/7	9.51	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 10.50% 2026/12/21	22.35
	NORWEGIAN GOVERNMENT 5.00% 2015/5/15	9.31	RUSSIA GOV¯ BOND -OFZ 11.30% 2012/10/17	17.03
	AUSTRALIAN GOVERNMENT 6.50% 2013/5/15	8.98	RUSSIA GOV¯ BOND -OFZ 6.00% 2012/11/2	8.36

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

年間収益率の推移

（過去10年間／暦年ベース）

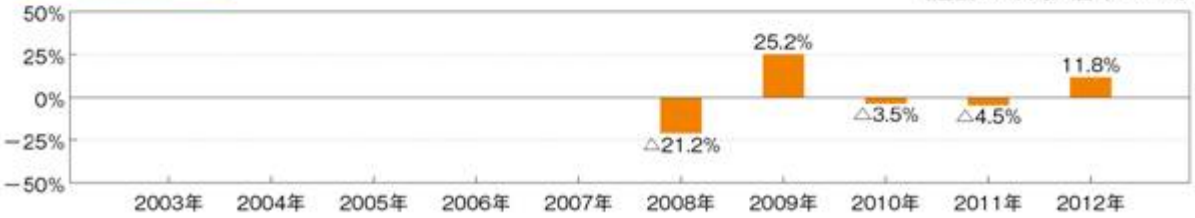

※ファンドの収益率は、分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2008年は設定日（9月12日）から年末まで、2012年は、年初から3月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）取得申込の受付

① 申込期間

平成23年11月11日（金）から平成24年11月9日（金）まで

※申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

② 受益権の取得申込は、原則として、申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。ただし、取得申込日が、ロンドンまたはニューヨークの銀行休業日もしくはニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の場合には、取得申込の受付は行いません。お申込みの受付時間は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。この受付時間を過ぎてからのお申込みは、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、受付時間は販売会社により異なる場合があります。

※詳細は、販売会社もしくは委託会社の照会先までお問い合わせください。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電 話 番 号　03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）

ホームページ　http://www.pinebridge.co.jp/

③ 運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

④ 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（２）申込単位・申込価額

① 申込単位

1. お申込単位は、販売会社が定めるものとします。
2. 収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後、自動的に再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として、取得申込手続完了後のお申込みコースの変更はできません。

※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、お申込単位およびお取扱コースが異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

② 申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に2.1%（税抜2.0%）の率を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める申込手数料（当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を加算した価額とします。なお、収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

※詳細は、販売会社もしくは委託会社の照会先までお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

（１）解約請求の受付

① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電 話 番 号　03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）
ホームページ　http://www.pinebridge.co.jp/

② 一部解約の実行の請求は、原則として、販売会社の営業日に受付けます。（クローズド期間は、ありません。）ただし、一部解約の請求日が、ロンドンまたはニューヨークの銀行休業日もしくはニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の場合には、解約請求の受付は行いません。

③ 解約請求の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。

④ 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すことがあります。

⑤ 前記④により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、後記（２）解約価額①の規定に準じて算出された価額とします。

⑥ 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（２）解約価額

① 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

② 一部解約の価額については、委託会社の営業日に日々算出され、当該価額は販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

③ 解約代金の支払いは、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目からとします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

② マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日におけるマザーファンドの基準価額とします。

③ マザーファンドにおける組入外国公社債の評価は、原則として計算日の前営業日付の証券会社・銀行等が提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかにより評価します。

④ マザーファンドにおける外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

⑤ 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
電 話 番 号　03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）
ホームページ　http://www.pinebridge.co.jp/

（2）【保管】

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（3）【信託期間】

無期限とします。
※クローズド期間はありません。
※信託期間を繰上げて償還することがあります。（詳しくは、後記（5）その他 ①信託の終了 をご参照ください。）

（4）【計算期間】

原則として、毎月12日から翌月11日までとします。
各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（5）【その他】

① 信託の終了

1. 投資信託契約の解約

イ）委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ）委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ）委託会社は、前記イ）、ロ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ニ）前記ハ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ホ）前記ハ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ヘ）前記ハ）からホ）までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ）からホ）までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

2. 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

イ）委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ）委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記③

信託約款の変更等における書面決議が否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

3. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。また、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記１．の事項（変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前記2．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前記2．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2．から5．までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 反対者の買取請求権

当ファンドの投資信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑥ 運用経過のご報告について

委託会社は、原則として、6ヵ月毎（2月、8月）および償還時に「運用報告書」を作成し、知れている受益者に対して交付します。

また、このほか直近の運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ　　http://www.pinebridge.co.jp/

⑦ 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧ 関係会社との契約の更改

◇「販売会社との契約」

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

◇「投資顧問会社との契約」

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用指図権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告、報酬等が定められています。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

◇分配金受取りコースの収益分配金

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◇分配金再投資コースの収益分配金

収益分配金は、原則として、税引き後、無手数料で毎計算期間終了日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社において支払われます。

③ 償還金に対する請求権

受益者は償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して５営業日までに販売会社を通じてお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

④ 反対者の買取請求権

当ファンドの投資信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑤ 帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7特定期間（平成23年8月12日から平成24年2月13日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

だいし／パインブリッジ資源国国債ファンド

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第6特定期間 (平成23年8月11日現在)	第7特定期間 (平成24年2月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,519,509	8,642,332
親投資信託受益証券	750,684,632	706,264,183
未収利息	12	16
流動資産合計	757,204,153	714,906,531
資産合計	757,204,153	714,906,531
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,185,346	3,055,272
未払受託者報酬	35,198	33,033
未払委託者報酬	844,746	792,868
流動負債合計	4,065,290	3,881,173
負債合計	4,065,290	3,881,173
純資産の部		
元本等		
元本	910,098,938	872,935,101
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△156,960,075	△161,909,743
（分配準備積立金）	22,363,051	21,914,405
元本等合計	753,138,863	711,025,358
純資産合計	753,138,863	711,025,358
負債純資産合計	757,204,153	714,906,531

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6特定期間 自 平成23年2月15日 至 平成23年8月11日	第7特定期間 自 平成23年8月12日 至 平成24年2月13日
営業収益		
受取利息	1,885	2,334
有価証券売買等損益	△465,678	10,579,551
営業収益合計	△463,793	10,581,885
営業費用		
受託者報酬	207,062	189,429
委託者報酬	4,969,521	4,546,485
営業費用合計	5,176,583	4,735,914
営業利益又は営業損失（△）	△5,640,376	5,845,971
経常利益又は経常損失（△）	△5,640,376	5,845,971
当期純利益又は当期純損失（△）	△5,640,376	5,845,971
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△284,888	△563,116
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△135,712,519	△156,960,075
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,194,228	8,627,693
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,194,228	8,627,693
剰余金減少額又は欠損金増加額	641,326	1,287,787
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	641,326	1,287,787
分配金	19,444,970	18,698,661
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△156,960,075	△161,909,743

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成24年2月11日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を平成24年2月13日としており、このため当特定期間は186日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第6特定期間 （平成23年8月11日現在）	第7特定期間 （平成24年2月13日現在）
1.期首元本額	939,621,289円	910,098,938円
期中追加設定元本額	4,892,422円	6,654,153円
期中一部解約元本額	34,414,773円	43,817,990円
2.受益権の総数	910,098,938口	872,935,101口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は156,960,075円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は161,909,743円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第6特定期間 自 平成23年2月15日 至 平成23年8月11日	第7特定期間 自 平成23年8月12日 至 平成24年2月13日
1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	788,658円	274,685円
2.分配金の計算過程		
	[平成23年2月15日から 平成23年3月11日まで の計算期間]	[平成23年8月12日から 平成23年9月12日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	3,439,913円	3,772,964円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	810,387円	958,149円
分配準備積立金額	20,259,059円	22,338,760円
当ファンドの分配対象収益額	24,509,359円	27,069,873円
当ファンドの期末残存口数	938,264,731口	911,622,521口
1万口当たり収益分配対象額	261.22円	296.94円
1万口当たり分配金額	35.00円	35.00円
収益分配金金額	3,283,926円	3,190,678円
	[平成23年3月12日から 平成23年4月11日まで の計算期間]	[平成23年 9月13日から 平成23年10月11日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	4,514,771円	2,741,159円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	826,966円	963,981円
分配準備積立金額	20,277,778円	22,497,183円
当ファンドの分配対象収益額	25,619,515円	26,202,323円
当ファンドの期末残存口数	932,815,310口	895,591,366口
1万口当たり収益分配対象額	274.64円	292.57円
1万口当たり分配金額	35.00円	35.00円
収益分配金金額	3,264,853円	3,134,569円
	[平成23年4月12日から 平成23年5月11日まで の計算期間]	[平成23年10月12日から 平成23年11月11日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	3,493,450円	3,698,830円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	842,089円	984,338円
分配準備積立金額	21,457,951円	22,029,712円
当ファンドの分配対象収益額	25,793,490円	26,712,880円
当ファンドの期末残存口数	930,463,580口	893,421,911口
1万口当たり収益分配対象額	277.21円	298.99円
1万口当たり分配金額	35.00円	35.00円
収益分配金金額	3,256,622円	3,126,976円

	[平成23年5月12日から平成23年6月13日までの計算期間]	[平成23年11月12日から平成23年12月12日までの計算期間]
費用控除後の配当等収益額	3,761,764円	2,894,858円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	854,009円	998,374円
分配準備積立金額	21,505,518円	22,399,259円
当ファンドの分配対象収益額	26,121,291円	26,292,491円
当ファンドの期末残存口数	923,057,124口	886,218,446口
1万口当たり収益分配対象額	282.98円	296.68円
1万口当たり分配金額	35.00円	35.00円
収益分配金金額	3,230,699円	3,101,764円
	[平成23年6月14日から平成23年7月11日までの計算期間]	[平成23年12月13日から平成24年 1月11日までの計算期間]
費用控除後の配当等収益額	3,757,361円	2,344,408円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	869,905円	1,019,812円
分配準備積立金額	21,971,561円	22,080,529円
当ファンドの分配対象収益額	26,598,827円	25,444,749円
当ファンドの期末残存口数	921,007,062口	882,686,570口
1万口当たり収益分配対象額	288.80円	288.26円
1万口当たり分配金額	35.00円	35.00円
収益分配金金額	3,223,524円	3,089,402円
	[平成23年7月12日から平成23年8月11日までの計算期間]	[平成24年1月12日から平成24年2月13日までの計算期間]
費用控除後の配当等収益額	3,336,003円	3,887,656円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	888,943円	1,028,205円
分配準備積立金額	22,212,394円	21,082,021円
当ファンドの分配対象収益額	26,437,340円	25,997,882円
当ファンドの期末残存口数	910,098,938口	872,935,101口
1万口当たり収益分配対象額	290.48円	297.82円
1万口当たり分配金額	35.00円	35.00円
収益分配金金額	3,185,346円	3,055,272円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第6特定期間 自　平成23年2月15日 至　平成23年8月11日	第7特定期間 自　平成23年8月12日 至　平成24年2月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6特定期間 （平成23年8月11日現在）	第7特定期間 （平成24年2月13日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券　　(単位：円)

種類	第6特定期間 （平成23年8月11日現在）	第7特定期間 （平成24年2月13日現在）
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△45,112,805	36,888,759
合計	△45,112,805	36,888,759

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第6特定期間 (平成23年8月11日現在)	第7特定期間 (平成24年2月13日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8275円 (8,275円)	0.8145円 (8,145円)

(4)【附属明細表】
第1 有価証券明細表（平成24年2月13日現在）
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	パインブリッジ先進国好金利資源国債マザーファンド	367,151,376	350,739,709	
		パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド	336,129,786	355,524,474	
合計			703,281,162	706,264,183	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

次へ

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ先進国好金利資源国債マザーファンド」および「パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ先進国好金利資源国債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記事項	（平成23年8月11日現在）	（平成24年2月13日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		89,687	8,042
コール・ローン		6,898,421	7,783,565
国債証券		364,395,487	336,328,929
未収利息		4,903,861	6,558,353
前払費用		15,338	59,856
流動資産合計		376,302,794	350,738,745
資産合計		376,302,794	350,738,745
負債の部			
負債合計		―	―
純資産の部			
元本等			
元本		401,760,392	367,151,376
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		△25,457,598	△16,412,631
元本等合計		376,302,794	350,738,745
純資産合計		376,302,794	350,738,745
負債純資産合計		376,302,794	350,738,745

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月12日から8月11日まで、および8月12日から翌年2月11日までであります。

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(平成23年8月11日現在)	(平成24年2月13日現在)
1.期首元本額	426,855,551円	401,760,392円
期中追加設定元本額	－円	－円
期中一部解約元本額	25,095,159円	34,609,016円
元本の内訳		
ファンド名		
だいし／パインブリッジ資源国国債ファンド	401,760,392円	367,151,376円
合計	401,760,392円	367,151,376円
2.受益権の総数	401,760,392口	367,151,376口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は25,457,598円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は16,412,631円であります。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成23年2月15日 至　平成23年8月11日	自　平成23年8月12日 至　平成24年2月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、国債証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成23年8月11日現在)	(平成24年2月13日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券　　(単位：円)

種類	(平成23年8月11日現在)	(平成24年2月13日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	12,659,440	△1,411,115
合計	12,659,440	△1,411,115

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	(平成23年8月11日現在)	(平成24年2月13日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9366円 (9,366円)	0.9553円 (9,553円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成24年2月13日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
カナダ・ドル	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT 3.5000% 06/01/2013	176,000.00	181,500.00	
		CANADIAN GOVERNMENT 5.0000% 06/01/2014	351,000.00	381,905.55	
		CANADIAN GOVERNMENT 4.2500% 06/01/2018	436,000.00	504,443.28	
	計		963,000.00	1,067,848.83	
				(82,907,783)	
小計				1,067,848.83	
				(82,907,783)	
英国ポンド	国債証券	UK TREASURY 5.0000% 03/07/2012	141,000.00	141,398.60	
		UK TREASURY 5.0000% 09/07/2014	238,000.00	265,863.37	
		UK TREASURY 4.0000% 09/07/2016	248,000.00	282,985.60	
	計		627,000.00	690,247.57	
				(84,527,717)	
小計				690,247.57	
				(84,527,717)	
ノルウェー・クローネ	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT 6.5000% 05/15/2013	1,400,000.00	1,484,968.80	
		NORWEGIAN GOVERNMENT 5.0000% 05/15/2015	2,150,000.00	2,379,751.15	
		NORWEGIAN GOVERNMENT 4.2500% 05/19/2017	2,050,000.00	2,288,505.20	
	計		5,600,000.00	6,153,225.15	
				(83,253,136)	
小計				6,153,225.15	
				(83,253,136)	
オーストラリア・ドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT 6.5000% 05/15/2013	372,000.00	384,638.32	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT 6.2500% 06/15/2014	275,000.00	291,618.25	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT 6.0000% 02/15/2017	320,000.00	354,560.64	
	計		967,000.00	1,030,817.21	
				(85,640,293)	
小計				1,030,817.21	
				(85,640,293)	
合計				336,328,929	
				(336,328,929)	

（注）1.通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
2.合計欄の記載は邦貨額であり、（　）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
カナダ・ドル	国債証券 3銘柄	100.0%	24.6%
英国ポンド	国債証券 3銘柄	100.0%	25.1%
ノルウェー・クローネ	国債証券 3銘柄	100.0%	24.8%
オーストラリア・ドル	国債証券 3銘柄	100.0%	25.5%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

次へ

（参考）

「パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記事項	（平成23年8月11日現在）	（平成24年2月13日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		48,109	1,993,420
コール・ローン		351,974	453,195
国債証券		368,265,151	345,707,301
未収利息		5,714,051	7,264,176
前払費用		―	121,470
流動資産合計		374,379,285	355,539,562
資産合計		374,379,285	355,539,562
負債の部			
負債合計		―	―
純資産の部			
元本等			
元本		359,201,621	336,129,786
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		15,177,664	19,409,776
元本等合計		374,379,285	355,539,562
純資産合計		374,379,285	355,539,562
負債純資産合計		374,379,285	355,539,562

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月12日から8月11日まで、および8月12日から翌年2月11日までであります。

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(平成23年8月11日現在)	(平成24年2月13日現在)
1.期首元本額	381,752,425円	359,201,621円
期中追加設定元本額	－円	－円
期中一部解約元本額	22,550,804円	23,071,835円
元本の内訳		
ファンド名		
だいし／パインブリッジ資源国国債ファンド	359,201,621円	336,129,786円
合計	359,201,621円	336,129,786円
2.受益権の総数	359,201,621口	336,129,786口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成23年2月15日 至　平成23年8月11日	自　平成23年8月12日 至　平成24年2月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、国債証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成23年8月11日現在)	(平成24年2月13日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券　　(単位：円)

種類	(平成23年8月11日現在)	(平成24年2月13日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	9,586,499	△1,524,639
合計	9,586,499	△1,524,639

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	(平成23年8月11日現在)	(平成24年2月13日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0423円 (10,423円)	1.0577円 (10,577円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成24年2月13日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
ブラジル・レアル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL(DUAL) 12.5000% 01/05/2022	1,550,000.00	1,954,937.50	
	計		1,550,000.00	1,954,937.50	
				(88,245,878)	
小計				1,954,937.50	
				(88,245,878)	
コロンビア・ペソ	国債証券	REP OF COLOMBIA(DUAL) 7.7500% 04/14/2021	1,580,000,000.00	1,926,178,000.00	
	計		1,580,000,000.00	1,926,178,000.00	
				(84,366,596)	
小計				1,926,178,000.00	
				(84,366,596)	
ロシア・ルーブル	国債証券	RUSSIA GOVT BOND -OFZ 11.3000% 10/17/2012	21,373,000.00	22,227,920.00	
		RUSSIA GOVT BOND -OFZ 6.0000% 11/02/2012	10,835,000.00	10,840,417.50	
	計		32,208,000.00	33,068,337.50	
				(85,646,994)	
小計				33,068,337.50	
				(85,646,994)	
南アフリカ・ランド	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 10.5000% 12/21/2026	7,280,000.00	8,649,637.36	
	計		7,280,000.00	8,649,637.36	
				(87,447,833)	
小計				8,649,637.36	
				(87,447,833)	
合計				345,707,301	
				(345,707,301)	

（注）1.通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
2.合計欄の記載は邦貨額であり、（　）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
ブラジル・レアル	国債証券 1銘柄	100.0%	25.5%
コロンビア・ペソ	国債証券 1銘柄	100.0%	24.4%
ロシア・ルーブル	国債証券 2銘柄	100.0%	24.8%
南アフリカ・ランド	国債証券 1銘柄	100.0%	25.3%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

前へ

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成24年3月30日現在）

Ⅰ 資産総額	733,454,846 円
Ⅱ 負債総額	479,916 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	732,974,930 円
Ⅳ 発行済口数	855,859,962 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額 ）	0.8564 円 （ 8,564 円）

（注）Ⅰの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。以下同じ。

（ご参考）

《１》「パインブリッジ先進国好金利資源国債マザーファンド」

（平成24年3月30日現在）

Ⅰ 資産総額	365,239,795 円
Ⅱ 負債総額	－ 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	365,239,795 円
Ⅳ 発行済口数	362,156,204 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額 ）	1.0085 円 （ 10,085 円）

《２》「パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンド」

（平成24年3月30日現在）

Ⅰ 資産総額	362,826,398 円
Ⅱ 負債総額	－ 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	362,826,398 円
Ⅳ 発行済口数	323,519,289 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額 ）	1.1215 円 （ 11,215 円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（１）名義書換

該当事項はありません。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（８）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（平成24年3月末現在）

◇資本金の額　　2,150,000,000円

◇会社が発行する株式の総数　　50,000株

◇発行済株式総数　　41,000株

◇資本金の額の増減（最近5年間）

平成 20年　6月 30日　　株式発行により473,787,239円増加。
平成 20年 12月 30日　　株式発行により476,121,625円増加。

◇会社の機構

（１）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長およびその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（２）運用の意思決定

当社の運用意思決定は、世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織され、毎月コンファレンス・コール形式で開催されるグローバル・アセット アロケーション委員会（ Global Asset Allocation Committee《 GAAC 》）：定期的に、一堂に会しての開催となります。）での経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析に基づき、独自に開催する投資戦略会議を経て、資産配分、個別銘柄の選定等およびポートフォリオの構築を行い運用を実行します。なお、運用体制は次の通りとなっております。

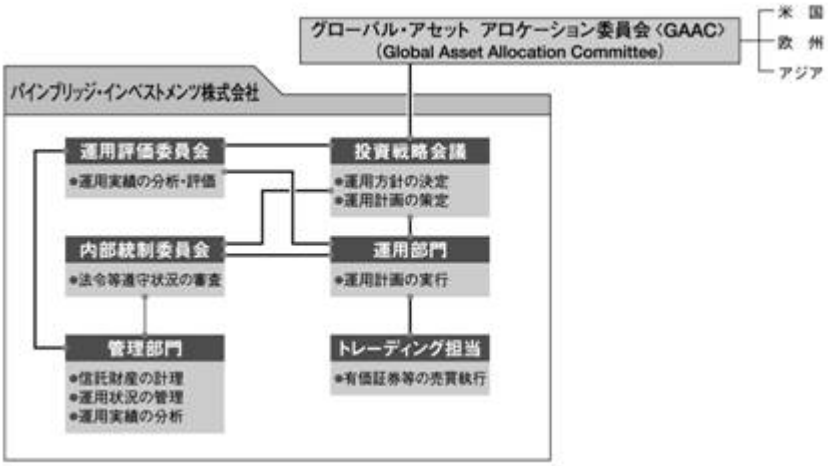

※ 上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成24年3月末現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	3	6,353 百万円
追加型株式投資信託	66	553,794 百万円
合計	69	560,147 百万円

3【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第26期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。

２．記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

３．当社は、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び、第26期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第１項の規定により、あらた監査法人により監査を受けております。
また、当中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により中間監査を受けております。

1．財務諸表

(1)【貸借対照表】

期別		第25期 (平成22年3月31日現在)		第26期 (平成23年3月31日現在)	
資　産　の　部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 流動資産			千円		千円
現金・預金	※4		4,677,651		4,622,729
前払費用			267,743		65,816
未収入金			83,516		512,419
未収委託者報酬			251,268		223,157
未収運用受託報酬	※3		1,014,001		375,408
未収販売手数料			9,345		8,613
立替金			20,603		11,913
繰延税金資産			23,122		69,966
短期貸付金	※3		280,373		249,376
未収還付法人税等			-		2,054
未収消費税等			-		4,207
その他			-		81,207
流動資産計			6,627,628		6,226,870
II 固定資産					
有形固定資産			179,547		229,171
建物	※1		54,729		-
建物附属設備	※1		77,016		160,969
工具器具備品	※1		47,801		67,992
建設仮勘定			-		208
無形固定資産			797,996		435,597
のれん	※2		590,503		330,804
ソフトウェア	※2		203,000		96,050
ソフトウェア仮勘定			617		4,867
電話加入権			3,875		3,875
投資その他の資産			485,548		751,701
投資有価証券			91,460		90,850
その他の関係会社有価証券			-		70,239
敷金保証金			349,691		198,779
長期前払費用			1,200		800
預託金			314		314
繰延税金資産			42,881		390,717
固定資産計			1,463,092		1,416,470
III 繰延資産					
株式交付費			3,326		1,109
繰延資産計			3,326		1,109
資産合計			8,094,046		7,644,450

期別		第25期 (平成22年3月31日現在)		第26期 (平成23年3月31日現在)	
負　債　の　部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 流動負債			千円		千円
未払金					
未払収益分配金		1,692		1,692	
未払償還金		3,500		3,500	
未払手数料		107,325		95,160	
未払金		245,356		28,269	
その他未払金		100,466	458,340	94,056	222,678
未払費用	※3		1,055,894		836,407
未払法人税等			62,111		-
未払消費税等			25,514		-
預り金			46,607		130,234
前受収益			-		42,000
賞与引当金			111,343		99,703
役員賞与引当金			2,900		2,900
流動負債計			1,762,712		1,333,923
II 固定負債					
退職給付引当金			320,840		228,211
役員退職慰労引当金			11,710		13,776
その他			-		7,479
固定負債計			332,551		249,468
負債合計			2,095,264		1,583,391
純　資　産　の　部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 株主資本					
資本金			2,150,000		2,150,000
資本剰余金					
資本準備金		823,989		823,989	
資本剰余金 合計			823,989		823,989
利益剰余金					
利益準備金		265,112		265,112	
その他利益剰余金					
任意積立金		230,000		230,000	
繰越利益剰余金		2,534,744		2,603,036	
利益剰余金 合計			3,029,857		3,098,149
株主資本合計			6,003,847		6,072,138
II 評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			△ 5,065		△11,080
評価・換算差額等合計			△ 5,065		△11,080
純資産合計			5,998,782		6,061,058
負債・純資産合計			8,094,046		7,644,450

(2)【損益計算書】

期別				第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
科目			注記番号	内訳	金額	内訳	金額
経常損益の部	営業損益の部	営業収益			千円		千円
		委託者報酬			8,117,264		8,220,999
		運用受託報酬			3,835,286		2,533,570
		その他営業収益			172,448		173,162
		営業収益計			12,124,999		10,927,732
		営業費用					
		支払手数料			3,616,513		3,707,944
		広告宣伝費			40,094		48,577
		公告費			1,597		1,597
		調査費					
		調査費		623,723		519,507	
		委託調査費	※2	3,654,128	4,277,851	2,687,339	3,206,847
		委託計算費			276,891		119,564
		営業雑経費					
		通信費		47,812		29,679	
		印刷費		197,621		140,129	
		協会費		16,350		19,563	
		図書費		5,019	266,804	3,124	192,497
		営業費用計			8,479,752		7,277,029
		一般管理費					
		給料					
		役員報酬	※1	29,000		29,000	
		給料・手当		1,583,551		1,439,684	
		賞与		236,085		331,627	
		賞与引当金繰入額		111,343		42,207	
		役員賞与		2,780		12,255	
		役員賞与引当金繰入額		2,900	1,965,659	2,900	1,857,676
		交際費			7,501		4,571
		寄付金			1,561		2,061
		旅費交通費			37,167		39,775
		租税公課			24,893		26,100
		不動産賃借料			359,953		420,027
		退職給付費用			137,133		115,820
		退職金			36,982		47,375
		役員退職慰労引当金繰入額			17,735		2,066
		固定資産減価償却費			135,338		116,866
		業務委託費	※2		915,793		701,950
		諸経費			139,984		161,461
		一般管理費計			3,779,706		3,495,752
	営業利益又は営業損失（△）				△ 134,458		154,950
	営業外損益の部	営業外収益					
		受取利息			17,536		10,129
		為替差益			82,635		-
		雑収入			4,545		15,429
		営業外収益計			104,716		25,558
		営業外費用					
		為替差損			-		73,443
		雑損失			290		6,313
		株式交付費償却			2,816		2,616
		営業外費用計			3,106		82,372
経常利益又は経常損失（△）					△ 32,849		98,137
特別利益							
過年度賞与引当金繰入額修正					-		16,314
過年度固定資産償却費修正					-		25,473
債務保証損失引当金戻入益					156,824		-
退職給付引当金戻入益					135,585		-
特別利益計					292,410		41,787

特別損失					
固定資産除却損	※3		10,377		195,588
過年度運用受託報酬修正			-		6,265
特別損失計			10,377		201,854
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			249,185		△ 61,930
法人税、住民税及び事業税			5,555		2,056
過年度法人税等			48,579		-
法人税等調整額			42,967		△ 132,278
当期純利益又は当期純損失（△）			152,082		68,291

(3)【株主資本等変動計算書】

第25期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

（単位:千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本準備金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
					任意積立金	繰越利益剰余金					
平成21年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,382,661	2,877,774	5,851,764	△ 5,729	△ 5,729	5,846,034
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	152,082	152,082	152,082	-	-	152,082
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	664	664	664
当期の変動額合計	-	-	-	-	-	152,082	152,082	152,082	664	664	152,746
平成22年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,534,744	3,029,857	6,003,847	△ 5,065	△ 5,065	5,998,782

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

（単位:千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本準備金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
					任意積立金	繰越利益剰余金					
平成22年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,534,744	3,029,857	6,003,847	△ 5,065	△ 5,065	5,998,782
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	68,291	68,291	68,291	-	-	68,291
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 6,015	△ 6,015	△ 6,015
当期の変動額合計	-	-	-	-	-	68,291	68,291	68,291	△ 6,015	△ 6,015	62,276
平成23年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,603,036	3,098,149	6,072,138	△ 11,080	△ 11,080	6,061,058

（重要な会計方針）

期別 科目	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	(1)有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 同　左
		(2)その他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。	(1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。
	(2)無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	(2)無形固定資産 1.ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 2.のれんについては、定額法により、効果が及ぶと見積もられる期間（20年）で償却しております。
	(3)長期前払費用 定額法により償却しております。	(3)長期前払費用 同　左
3．繰延資産の処理方法	株式交付費 定額法により3年間で償却しております。	株式交付費 同　左
4．引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。	(1)賞与引当金 同　左
	(2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。	(2)役員賞与引当金 同　左
	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。	(3)退職給付引当金 同　左
	(追加情報) 当社は、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退しました。これに伴い、過剰となった退職給付引当金を取り崩しており、特別利益として計上しております。	-
	(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末役員退職慰労金要支給額を計上しております。	(4)役員退職慰労引当金 同　左
	(追加情報) 投資信託が立替金を全額回収し当社の債務保証債務が解消されたため、当事業年度に引当金を取り崩し、特別利益に債務保証損失引当金戻入益を計上しております。	-
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は，税抜方式によっております。	同　左

（会計方針の変更）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日

-	資産除去債務に関する会計基準の適用 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）、及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準摘要指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これに伴い、当事業年度の営業利益、経常利益が4百万円減少、税引前当期純損失が4百万円増加しております。

（追加情報）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
（株主変更に関する事項） 平成22年3月26日、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部を、アジアに拠点をもつプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する取引を完了しました。 これにより当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは全株式をブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に譲渡し、同社が当社の親会社となりました。	（海外子会社株式取得に係る事項） 当社は平成23年6月21日現在アメリカン・インターナショナル・グループ・インクの傘下にあるAIG Capital India Private Limitedの株式取得を予定しております。当該取得は関係当局から承認を取得することが条件になります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 7,824 千円 建物附属設備 53,680 千円 工具器具備品 84,809 千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 12,609 千円 工具器具備品 68,711 千円
※2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 60,109 千円 のれん 62,587 千円	※2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 122,289 千円 のれん 56,478 千円
※3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 前払費用 211,003 千円 未払費用 529,843 千円	※3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 短期貸付金 249,376 千円 未収運用受託報酬 89,807 千円 未払費用 374,512 千円
※4 信託資産 現金・預金のうち、20,161千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	※4 信託資産 現金・預金のうち、20,170千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。

（損益計算書関係）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
※1 役員報酬の範囲額 取締役　年額 250,000千円以内 監査役　年額　20,000千円以内	※1 役員報酬の範囲額 同左
※2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費　1,792,214 千円 業務委託費　843,948 千円	※2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費　799,201 千円 業務委託費　569,122 千円
※3 固定資産除却損は、建物附属設備9,517千円、工具器具備品859千円であります。	※3 固定資産除却損は、建物52,990千円、建物附属設備67,732千円、工具器具備品15,254千円、ソフトウェア59,610千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第25期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

第26期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 （1）未経過リース料期末残高相当額 1年内 256,490 千円 1年超 - 千円 合計 256,490 千円	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 （1）未経過リース料期末残高相当額 1年内 210,367 千円 1年超 683,692 千円 合計 894,059 千円

（金融商品に関する注記）

第25期
自 平成21年4月 1日
至 平成22年3月31日

（追加情報）
当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）、及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1.金融商品の状況に関する事項
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。
未収運用受託報酬については、顧客の信用リスクが存在し、リスク管理規定に沿ってリスク低減を図っております。未収運用受託報酬は、回収期日が一年内の営業債権であります。

2.金融商品の時価等に関する事項
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
1）現金・預金	4,677,651	4,677,651	-
2）未収運用受託報酬	1,014,001	1,014,001	-
3）未払費用	(1,055,894)	(1,055,894)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）
1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
2.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
1）現金・預金	4,677,651	-	-	-
2）未収運用受託報酬	1,014,001	-	-	-
合計	5,691,652	-	-	-

第26期
自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日

-

1.金融商品の状況に関する事項
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。
未収運用受託報酬については、顧客の信用リスクが存在し、リスク管理規定に沿ってリスク低減を図っております。未収運用受託報酬は、回収期日が一年内の営業債権であります。

2.金融商品の時価等に関する事項
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
1）現金・預金	4,622,729	4,622,729	-
2）未収入金	512,419	512,419	-
3）未収運用受託報酬	375,408	375,408	-
4）未払費用	(836,407)	(836,407)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）
1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
2.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
1）現金・預金	4,622,729	-	-	-
2）未収入金	512,419	-	-	-
3）未収運用受託報酬	375,408	-	-	-
合計	5,510,556	-	-	-

（有価証券関係）

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
1.その他有価証券で時価のあるもの	1.その他の関係会社有価証券

（単位：千円）

区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①投資信託受益証券	100,000	91,460	8,540

2.当事業年度に売却したその他有価証券
該当ありません

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
その他の関係会社有価証券	70,239

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2.その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	102,000	90,850	11,150

3.当事業年度に売却したその他有価証券

売却額：　998 千円
売却益の合計額：　- 千円
売却損の合計額：　1 千円

（デリバティブ関係）

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
該当事項ありません。	該当事項ありません。

（セグメント情報等）

<table>
<tr><th>第25期
平成22年3月31日現在</th><th>第26期
平成23年3月31日現在</th></tr>
<tr><td>-</td><td>

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

1.セグメント情報
当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2.関連情報
（1）製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

<table>
<tr><th></th><th>委託者報酬</th><th>運用受託報酬</th><th>その他営業収益</th></tr>
<tr><td>外部顧客への売上高</td><td>8,220,999</td><td>2,533,570</td><td>173,162</td></tr>
</table>

（2）地域毎の情報
①営業収益
国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。
②有形固定資産
全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客毎の情報

<table>
<tr><th>顧客の名称又は氏名</th><th>売上高（千円）</th><th>関連するセグメント名</th></tr>
<tr><td>年金バランス50ファンド（適格機関投資家向け）</td><td>1,110,164</td><td>-</td></tr>
<tr><td>パインブリッジ新成長国債券プラス</td><td>2,407,499</td><td>-</td></tr>
</table>

当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。

</td></tr>
</table>

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。尚、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退したため、前事業年度末及び当事業年度末にはこれに係る退職給付債務、及び年金資産残高はありません。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
	千円	千円
（1）退職給付債務	△ 320,840	△ 228,211
（2）年金資産	0	-
（3）未積立退職給付債務　（1）+（2）	△ 320,840	△ 228,211
（4）会計基準変更時差異の未処理額	-	-
（5）未認識数理計算上の差異	-	-
（6）未認識過去勤務債務（債務の減額）	-	-
（7）貸借対照表計上額純額（3）+（4）+（5）+（6）	△ 320,840	△ 228,211
（8）前払年金費用	-	-
（9）退職給付引当金（7）-（8）	△ 320,840	△ 228,211

3. 退職給付費用の内訳

	第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
	千円	千円
退職給付費用	137,133	115,820
（1）勤務費用	136,948	115,820
（2）利息費用	1,288	-
（3）運用収益（減算）	△ 1,103	-
（4）会計処理基準変更時差異の費用処理額	-	-

（税効果会計関係）

第25期 平成22年3月31日現在		第26期 平成23年3月31日現在	
１．繰延税金資産発生の主な原因別内訳		１．繰延税金資産発生の主な原因別内訳	
	（単位：千円）		（単位：千円）
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払金否認	5,820	未払金否認	14,573
未払費用否認	2,232	未払費用否認	6,207
未払事業税	3,393	未払事業税	5,980
未払社会保険料否認	11,324	賞与引当金繰入超過額	41,759
賞与引当金繰入超過額	134,250	資産調整勘定	106,323
業務委託費損金算入否認額	102,962	繰延資産	20,163
一括償却資産	2,349	退職給付引当金繰入超過額	92,881
のれん償却認容	△ 80,849	役員退職慰労引当金繰入超過額	5,607
繰延資産	191	資産除去債務	1,719
退職給付引当金繰入超過額	130,583	その他有価証券評価差額金	4,537
役員退職慰労引当金繰入超過額	4,766	繰越欠損金	167,170
その他有価証券評価差額金	3,474	その他	4,650
繰延税金資産小計	320,499	繰延税金資産小計	471,575
評価性引当額	△ 254,495	評価性引当額	△ 10,891
繰延税金資産合計	66,004	繰延税金資産合計	460,684
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	法定実効税率	40.69%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.90%	交際費等永久に損金に算入されない項目	△ 184.58%
住民税均等割	0.48%	住民税均等割	△ 3.70%
評価性引当金の増減額	△ 18.08%	評価性引当金の増減額	468.75%
過年度法人税等	10.22%	のれんの償却	△ 127.53%
その他	△ 0.24%	支払事業税	10.45%
		その他有価証券評価差額金	5.61%
		その他	0.58%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.97%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	210.27%

関連当事者との取引に関する注記

第25期（自平成21年4月1日　至平成22年3月31日）

1.関連当事者との取引

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有割合）	関係内容		取引の内容	取引金額（注5）	科目	期末残高（注5）
						役員の兼任等	事業上の関係				
間接親会社	エイアイジー・グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス・コープ（注1）（注2）	アメリカ、デラウェア州	千USドル 1	持株会社	被所有 間接100%	-	経営管理	役務提供に対する対価支払	千円 843,948	-	-

（２）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有割合）	関係内容		取引の内容	取引金額（注5）	科目	期末残高（注5）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店（注2）	（本社）アメリカ、デラウェア州（支店）東京都墨田区	千USドル 3,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 ＊2	千円 1,455,942	未収運用受託報酬	千円 367,336
							販売会社契約	代行手数料の支払 *3	千円 1,882,413	未払費用	千円 33,406
親会社の子会社	エイアイジー・スター生命保険株式会社（注2）	（本社）東京都墨田区	千円 45,000,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 ＊2	千円 355,819	未収運用受託報酬	千円 84,310
親会社の子会社	AIGエジソン生命保険株式会社（注2）	（本社）東京都墨田区	千円 121,414,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 ＊2	千円 442,696	未収運用受託報酬	千円 112,153
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・グローバル・インベストメンツ LLC（注1）	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 101,439	持株会社	-	-	経営管理	金銭の貸付 *4	千USドル 3,000	短期貸付金	千円 280,373
								役務提供による対価支払	千円 13,912	前払費用	千円 211,003
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC（注1）（注3）	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	-	投資運用に関する情報提供・コンサルティング	委託調査費の支払 ＊1	千円 1,792,214	未払費用	千円 168,085
			千スターリングポンド						千円		千円

間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド（注1）（注4）	イギリス、ロンドン	200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払＊1	879,449	未払費用	361,758

（注1）平成22年3月26日付けで、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部をブリッジ・パートナーズL.P.に譲渡しました。これにより、間接親会社であるエイアイジー・グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス・コープが当社の関連当事者でなくなり、パインブリッジ・グローバル・インベストメンツLLC、パインブリッジ・インベストメンツLLC、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドが新たに関連当事者となりました。

（注2）平成22年3月26日付けで、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部をブリッジ・パートナーズL.P.に譲渡しました。これにより、これらの会社は当社の関連当事者に該当しなくなったため、取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。

（注3）平成22年3月26日付けで、当時の当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープはブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に全株式を譲渡したため、エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは当社の関連当事者ではなくなりました。パインブリッジ・インベストメンツLLCはエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープからスプリットした会社であり、エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープと行っていた取引のほぼ全てを引き継いだため、年間取引額を同社へ表示しております。

（注4）平成21年12月1日付けで、エイアイジー・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドからパインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに社名変更しております。

（注5）消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

＊1 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

＊2 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

＊3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。

＊4 貸付金は300万米ドルを弊社の社内期末レートで表示しております。貸付期間は平成22年3月29日から平成22年9月24日、受取利息の計算期間は3ヶ月間で、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

2.親会社又は重要な関連当事者に関する注記

平成22年3月26日、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部を、アジアに拠点をもつプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する取引を完了しました。これにより当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは全株式をブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に譲渡し、同社が当社の親会社となりました。

親会社

ブリッジ・パートナーズL.P.（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・カンパニー・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

第26期（自平成22年4月1日　至平成23年3月31日）

1.関連当事者との取引

（１）親会社及び法人主要株主等

該当事項ありません

（２）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有割合）	関係内容		取引の内容	取引金額*1	科目	期末残高*1
						役員の兼任等	事業上の関係				
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・グローバル・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 101,439	持株会社	-	-	経営管理	金銭の貸付 *2	千USドル 3,000	短期貸付金	千円 249,376
								役務提供に対する対価支払	千円 569,122	未収入金	千円 37,366
			千USドル						千円		千円

間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツLLC	アメリカ、ニューヨーク州	2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 ＊3	107,909	未収運用受託報酬	89,807
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 ＊4	千円 799,201	未払費用	千円 374,512
親会社の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ・サービスイズ・リミテッド	アイルランド、ダブリン	USドル 1	業務請負会社	-	-	役務提供	金銭の貸付 *5	千USドル 1,000	短期貸付金	千円 -
兄弟会社	パインブリッジ・ジャパン・キャピタル・インベストメント株式会社	日本、東京	千円 457,800	投資運用会社	-	-	役務提供	金銭の貸付 *6	千円 90,000	短期貸付金	千円 -

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

＊1 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

＊2 貸付金は3,000千USドルを弊社の社内期末レートで表示しております。貸付期間は平成22年3月29日から平成23年6月20日、受取利息の計算期間は3ヶ月間で、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR3ヶ月物プラス1.5%を日割り計算で計算されます。

＊3 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

＊4 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

＊5 貸付金1,000千USドルは期中に全額返済されております。貸付期間は平成22年12月17日から平成23年1月31日、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

＊6 貸付金90,000千円は期中に全額返済されております。貸付期間は平成22年4月13日から平成22年10月8日、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

2.親会社又は重要な関連当事者に関する注記

親会社

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（１株当たり情報）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
1株当り純資産額	146,311.76 円	1株当り純資産額	147,830.69 円
1株当り当期純利益	3,709.34 円	1株当り当期純利益	1,665.65 円
なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。	

(注) 1株当り当期純利益の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
当期純利益(千円)	152,082	当期純利益(千円)	68,291
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-

普通株主に係る当期純利益（千円）	152,082	普通株主に係る当期純利益（千円）	68,291
普通株式の期中平均株式数	41,000	普通株式の期中平均株式数	41,000

2.中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

第27期中間会計期間末
（平成23年9月30日現在）

科　目	注記番号	金　額
（　資　産　の　部　）		千円
Ⅰ 流 動 資 産		
現金・預金	*1	5,034,495
前払費用		50,526
未収入金		49,029
未収委託者報酬		169,793
未収運用受託報酬		345,598
未収販売手数料		7,704
未収消費税等	*3	2,414
短期貸付金		231,120
その他		131,461
流動資産 計		6,022,143
Ⅱ 固 定 資 産		
有形固定資産	*2	
建物附属設備		161,741
工具器具備品		70,428
有形固定資産 計		232,169
無形固定資産		
電話加入権		3,875
ソフトウェア		115,196
のれん		321,122
無形固定資産 計		440,193
投資その他の資産		
投資有価証券		89,702
その他の関係会社有価証券		70,239
敷金保証金		198,952
長期前払費用		599
預託金		274
投資その他の資産 計		359,768
固定資産 計		1,032,132
Ⅲ 繰 延 資 産		
株式交付費		277
繰延資産 計		277
資　産　合　計		7,054,553

第27期中間会計期間末
（平成23年9月30日現在）

科　目	注記番号	金　額
（　負　債　の　部　）		千円
Ⅰ 流 動 負 債		
預り金		20,044
未払金		560,781
未払費用		761,396

未払法人税等		5,374
賞与引当金		247,092
役員賞与引当金		7,750
その他		91,735
流動負債 計		1,694,173
II 固 定 負 債		
退職給付引当金		250,087
役員退職慰労引当金		15,366
その他固定負債		10,287
固定負債 計		275,740
負 債 合 計		1,969,914
（ 純 資 産 の 部 ）		
I 株 主 資 本		
資本金		2,150,000
資本剰余金		
資本準備金		823,989
資本剰余金 合計		823,989
利益剰余金		
利益準備金		265,112
その他利益剰余金		
任意積立金		230,000
繰越利益剰余金		1,627,833
利益剰余金 合計		2,122,946
株主資本合計		5,096,936
II 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△ 12,297
評価・換算差額等合計		△ 12,297
純 資 産 合 計		5,084,638
負 債 ・ 純 資 産 合 計		7,054,553

(2)中間損益計算書

第27期中間会計期間
自 平成23年4月 1日
至 平成23年9月30日

科 目	注記番号	金 額	
			千円
営 業 収 益			
委託者報酬		3,470,268	
運用受託報酬		468,698	
その他営業収益		105,625	
営業収益 計			4,044,591
営業費用及び一般管理費	*1		4,446,341

営業損失			401,749
営業外収益			
受取利息		2,446	
雑収入		2,879	
営業外収益 計			5,326
営業外費用			
為替差損		85,708	
株式交付費償却		1,031	
雑損		26,204	
営業外費用 計			112,944
経常損失			509,367
特別損失			
投資有価証券売却損		24	
固定資産除却損	*2	3,817	
特別損失 計			3,841
税引前中間純損失			513,208
法人税、住民税及び事業税			1,378
法人税等調整額			460,615
中間純損失			975,202

(3)中間株主資本等変動計算書

第27期中間会計期間
自 平成23年4月 1日
至 平成23年9月30日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	当期首残高	2,150,000
	当中間期変動額	
	当中間期変動額合計	-
	当中間期末残高	2,150,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	823,989
	当中間期変動額	
	当中間期変動額合計	-
	当中間期末残高	823,989
資本剰余金合計	当期首残高	823,989
	当中間期変動額	
	当中間期変動額合計	-
	当中間期末残高	823,989
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	265,112
	当中間期変動額	
	当中間期変動額合計	-
	当中間期末残高	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	当期首残高	230,000
	当中間期変動額	
	当中間期変動額合計	-
	当中間期末残高	230,000
繰越利益剰余金	当期首残高	2,603,036
	当中間期変動額	
	中間純損失	△ 975,202
	当中間期変動額合計	△ 975,202
	当中間期末残高	1,627,833
利益剰余金合計	当期首残高	3,098,149
	当中間期変動額	
	中間純損失	△ 975,202
	当中間期変動額合計	△ 975,202
	当中間期末残高	2,122,946
株主資本合計	当期首残高	6,072,138
	当中間期変動額	
	中間純損失	△ 975,202
	当中間期変動額合計	△ 975,202
	当中間期末残高	5,096,936
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	△ 11,080
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△ 1,216
	当中間期変動額合計	△ 1,216
	当中間期末残高	△ 12,297
評価・換算差額等合計	当期首残高	△ 11,080

	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△ 1,216
	当中間期変動額合計	△ 1,216
	当中間期末残高	△ 12,297
純資産合計	当期首残高	6,061,058
	当中間期変動額	
	中間純損失	△ 975,202
	株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△ 1,216
	当中間期変動額合計	△ 976,418
	当中間期末残高	5,084,638

（注）記載金額は千円未満切捨てて表示しております。

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1)その他有価証券（時価のあるもの） 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） (2)その他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2) 無形固定資産 1.ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 2.のれんについては、定額法により、効果が及ぶと見積もられる期間（20年）で償却しております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 定額法により、3年で償却しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末退職金要支給額を計上しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な会計事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（追加情報）

	第27期 中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日

1.海外子会社株式取得に係る事項	平成22年10月13日の取締役会で、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクの傘下にあるAIG Capital India Private Limitedの株式を取得することを決議しました。株式譲渡契約上、当該取得は関係当局から承認を取得することが条件になります。
2.会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用	当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

（中間貸借対照表関係）

	第27期 中間会計期間末 平成23年9月30日現在
*1. 信託資産	現金・預金のうち、20,174千円は直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。
*2. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 27,930 千円 工具器具備品 82,977 千円
*3. 消費税等の取り扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未収消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

	第27期 中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
*1. 減価償却実施額	有形固定資産	30,814 千円
	無形固定資産	31,820 千円
*2. 固定資産除却損	有形固定資産	194 千円
	無形固定資産	3,623 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

	第27期 中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日					
1.発行済株式に関する事項	株式の種類	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
	普通株式(株)	41,000	-	-	41,000	
2.自己株式に関する事項	該当事項はありません。					
3.新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。					
4.配当に関する事項	該当事項はありません。					

（リース取引関係）

第27期 中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
（1）未経過リース料中間会計期間末残高相当額	
1年内	213,755 千円
1年超	578,508 千円
合計	792,263 千円

（金融商品関係）

第27期 中間会計期間
自 平成23年4月 1日
至 平成23年9月30日

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
1）現金・預金	5,034,495	5,034,495	-
2）未収運用受託報酬	345,598	345,598	-
3）未払金	(560,781)	(560,781)	-
4）未払費用	(761,396)	(761,396)	-

（*）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注）

金融商品の時価の算定方法に関する事項

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

第27期 中間会計期間末
平成23年9月30日現在

1.その他の関係会社有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他の関係会社有価証券	70,239

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2.その他有価証券で時価のあるもの

単位：千円

区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資有価証券	102,000	89,702	12,298

（デリバティブ取引関係）

第27期 中間会計期間末 平成23年9月30日現在
当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第27期 中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
1株当たり純資産額	124,015円58銭
1株当たり中間純損失	23,785円43銭

(注)

1.潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式がないため記載しておりません。

2.1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。

中間損益計算書上の中間純損失	975,202千円
普通株式に係る中間純損失	975,202千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	41,000株

（セグメント情報等）

第27期 中間会計期間
自 平成23年4月 1日
至 平成23年9月30日

1.セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2.関連情報

(1)製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への売上高	3,470,268	468,698	105,625

(2)地域毎の情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客毎の情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
年金バランス 50 ファンド （適格機関投資家向け）	477,549	-
パインブリッジ新成長国債券プラス	945,807	-

当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。

（重要な後発事象）

第27期 中間会計期間
自 平成23年4月 1日
至 平成23年9月30日

親会社の子会社に対する貸付

当社は、PineBridge Investments Holdings U.S.LLCに対して、下記の通り貸付を行うことを決議致しました。

1 貸付金額 1,170,000,000円
2 貸付日 平成23年12月16日
3 返済期日 平成24年3月31日
4 利率 TIBOR+1.0%
5 取締役会決議日 平成23年12月6日

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）および（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（５）前記（３）および（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

① 名称及び資本金の額（平成24年4月1日現在）

三井住友信託銀行株式会社　3,420億円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

① 名称及び資本金の額（平成23年9月末日現在）

株式会社第四銀行　32,776百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

（３）投資顧問会社（パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンドの投資顧問会社）

① 名称及び資本金の額

パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド
（PineBridge Investments Europe Limited）
資本金　200,000英国ポンド（平成23年3月末日現在）

② 事業の内容

主として英国において、投資顧問業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。
なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

（２）販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、販売、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

（３）投資顧問会社（パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンドの投資顧問会社）

当ファンドの投資対象であるパインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社より外貨建て資産の運用指図に関する権限の委託を受け、運用に関する投資判断、発注等を行います。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

（３）投資顧問会社（パインブリッジ新興国好金利資源国債マザーファンドの投資顧問会社）

該当事項はありません。

≪参考情報≫

再信託受託会社の概要（平成24年4月1日現在）

名称	：	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金	：	51,000百万円
資本構成	：	りそな銀行：33.33%、三井住友トラスト・ホールディングス：66.66%
業務の内容	：	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第３【参考情報】

当特定期間内において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第１項各号に掲げる書類は、後記の通り提出されております。

提出日	提出内容
平成 23年 8月 22日	臨時報告書
平成 23年 11月 10日	有価証券報告書（第6特定期間） 有価証券届出書
平成 23年 11月 21日	臨時報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成24年３月21日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　荒 川　進 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているだいし／パインブリッジ資源国国債ファンドの平成23年８月12日から平成24年２月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、だいし／パインブリッジ資源国国債ファンドの平成24年２月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成23年6月21日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大 畑　茂 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成23年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書（中間）へ

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成23年12月９日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　荒 川　進 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成23年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成22年6月16日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
（旧会社名 ＡＩＧインベストメンツ株式会社）
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　大 畑　茂 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 ＡＩＧインベストメンツ株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 ＡＩＧインベストメンツ株式会社）の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。